

平成 18 年 2 月 9 日

廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進に関する合意事項の覚書
(抜粋)

エアゾール製品処理対策協議会
中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会

廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について、下記のとおり覚書を締結する。

記

1 エアゾール業界等

(1) 基本的事項

- ① 平成 19 年 4 月を目途に、エアゾール缶については中身排出機構の装着や小型化を、カセットコンロについてはヒートパネル化を、医療用エアゾール製品については薬局や医療機関での回収をそれぞれ推進する。(中身排出機構の装着等に関するスケジュールは、別紙 1 のとおり。)(省略)
- ② 中身の使い切りや中身排出機構を使用し中身を出し切ってからごみに出す等を消費者に周知する。
- ③ 消費者からの問合せ等に対応する相談窓口の整備や業界相談窓口リストの作成を行うとともに、必要に応じて消費者の申出による引取り等を行う体制を整備する。

(2) 補完的事項

- ① 別に定める譲与基準に基づき、希望する市区町村に簡易処理機を譲与する。
- ② 市区町村等の協力を得て簡易処理機による処理を試行的に行い、改善点等を洗い出したうえで譲与基準に反映させる。
- ③ 簡易処理機の希望の有無等について市区町村等と協力して調査する。
- ④ 中身排出機構の使用実態、火災等の発生状況等の実情を市区町村等と協力して調査(実施前後各 1 回)し、新たな取組の効果を検証する。

2 市区町村等

(1) 基本的事項

- ① 中身の使い切りや中身排出機構の使用により中身を出し切って排出する等エアゾール缶等の出し方を住民に周知する。
- ② エアゾール缶等の分別の仕方や収集方法を変える場合には、できるだけ早い時期から住民に周知できるよう準備する。

(2) 補完的事項

- ① 簡易処理機の希望の有無等についてエアゾール業界等と協力して調査する。
- ② 中身排出機構の使用実態、火災等の発生状況等の実情をエアゾール業界等と協力して調査(実施前後各 1 回)し、新たな取組の効果を検証する。

3 関係者の役割と取組のスケジュール

別紙 2 のとおり。

4 継続協議

中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会とエアゾール製品処理対策協議会は、残された課題や本件実施に必要な対策を検討するとともに、本件実施後の状況を踏まえ、必要な見直しを行うため、一定期間引き続き年 1 回以上協議を行うものとする。(合意している「残された課題への対応」は、別紙 3 のとおり。)

以上